

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、大規模な設備更新と消費財買い替えに活動計画を公表

国務院は2024年3月13日、大規模な設備更新と消費財買い替えに向けた活動計画『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』を公表しました。この方案は、設備更新と消費財買い替えの展開、標準の整備、金融・財政支援の強化など5つの方面から20の措置を打ち出しました。鉄鋼や非鉄、石油、化学、建材、電力、機械、紡績、電子などの重点業界における設備更新、自動車と家電などの買い替え、リサイクルの促進などに関する内容を盛り込みました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 製造業の低炭素化発展の推進加速に関する工業情報化部等7部門の指導意見
（工業情報化部など、2/29）

マクロ政策

- ✓ 決済サービスの更なる最適化で支払い利便性の向上に関する国務院弁公庁の意見
（国務院、3/7）

地方政策

- ✓ 『上海市の外資研究開発センターの高度化計画』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知
（上海市政府、3/12）
- ✓ 『上海市市場監督管理が经营主体の登記管理改革を強化し、ビジネス環境を最適化する若干措置』の公表に関する上海市市場監督管理局的通知
（上海市市場監督管理局、2/23）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、大規模な設備更新と消費財買い替えに活動計画を公表

国務院は 2024 年 3 月 13 日、大規模な設備更新と消費財買い替えに向けた活動計画『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』¹(以下、方案)を公表しました。方案は、設備更新と消費財買い替えの展開、標準の整備、金融・財政支援の強化など 5 つの方面から 20 の措置を打ち出しました。鉄鋼や非鉄、石油、化学、建材、電力、機械、紡績、電子などの重点業界における設備更新、自動車と家電などの買い替え、リサイクルの促進などに関する内容を盛り込みました。

今後の目標について、この方案は「27 年まで、工業や農業、建築、交通、教育、文化・観光、医療などの分野における設備投資額は 23 年に比べて 25%以上増加する。重点業界における主なエネルギー消費設備のエネルギー効率は基本的に省エネ水準に達する。一定規模以上(年商 2 千万元以上)の工業企業のデジタル化研究開発設計ツールの普及率、中核工程のデジタル制御化率はそれぞれ 90%、75%を超えた。使用済み自動車の回収量は 23 年に比べて約倍増し、中古車の取引量は同 45%増加、使用済み家電の回収量は同 30%増加し、資源供給における再生材料の割合がさらに上昇すること」を示しました。

また、国家発展改革委員会の責任者は 13 日の会見で、「23 年、工業、農業などの重点分野における設備投資額は約 4 兆 9,000 億元となった。国内経済・産業の高度化を推進する中、設備更新の需要は拡大しつつあり、年間 5 兆元以上の巨大な市場が生まれていく。また、23 年末、自家用自動車の保有台数が 3 億 3,600 万台に達し、冷蔵庫や洗濯機、エアコンなどの家電の保有台数が 30 億台を超えた。自動車と家電の買い替えにより、1 兆元規模の市場が生まれる可能性もある」と述べました。

意見の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 方案の主な内容

項目	主な内容
①設備更新の実施	<p>1. 重点業界の設備更新を推進</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 新型工業化の推進について、省エネ・低炭素化、超低排出、安全生産、デジタル化、スマート化を中心に、鉄鋼、非鉄、石油、化学、建材、電力、機械、航空、船舶、紡績、電子などの重点業界に焦点を当て、生産設備、エネルギー消費設備、発電・送配電設備などの更新と技術改良を大々的に推し進める。➢ エネルギー効率が先進水準と省エネ水準に達するエネルギー消費設備の普及を加速し、業種・分野ごとに省エネ化・低炭素化に向けた改造を実施する。➢ スマート製造設備とソフトウェアの応用を推進し、工業インターネットの整備と応用拡大を促す。エネルギー消費、排出、安全性などに関する強制標準及び設備淘汰リストの要求を厳格に実施し、標準に達しない設備を法令規則に基づき淘汰する。 <p>2. 建築と都市インフラ分野における設備更新を加速</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 新型都市化の推進について、都市の更新(再開発)、老朽化した集合住宅の改造(改修・改築・立ち退き)と結びつけて、住宅エレベーター、給水、熱とガスの供給、汚水処理、都市環境、ライフライン、安全防災などに力点を置いて更新・改造を進める。➢ 外壁の保温、ドアと窓、熱供給装置などを重点とし、既存建築物の省エネ化改造を推し進める。ガスなどの老朽管路の更新改修を継続的に実施する。都市部の生活污水・ごみ処理施設・設備の整備を加速する。➢ 地下管路、橋・トンネル、マンホール蓋などの都市ライフラインに IoT センサーを設置することを推進する。重点公共区域と道路におけるライブカメラなどの安全設備の改造を加速する。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6939232.htm

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
①設備更新の実施	<p>3. 交通輸送機器と老朽化農機の更新を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都市バスの電動化を継続的に推進し、老朽化した新エネルギーバスと動力電池の更新を支援する。排ガス基準「国3」以下の営業用ディーゼル貨物車の淘汰を加速する。 ➤ 電動化、水素エネルギーなど利用のグリーン航空設備の産業化レベルを向上させる。 ➤ エネルギー消費と排ガスが高い老朽化船舶の廃棄更新を加速し、新エネルギー船の発展を後押しし、関連インフラと標準・規範を整備し、電動化、LNG（液化天然ガス）、バイオディーゼル燃料、グリーンメタノールなど利用の新エネルギー船の応用範囲を段階的に拡大する。 ➤ 農業機械の廃棄更新を着実に実施し、関連補助金政策を継続的に実施する。 <p>4. 教育、文化・観光、医療関連設備のレベルを向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件を満たす大学、専門校による先進的な教育及び科学研究技術設備の更新・買い替えを推進する。 ➤ ロープウェイ・ケーブルカー、遊具設備、演出設備などの文化・観光関連設備の更新を推進する。 ➤ 条件を具備する医療機関が医学映像、放射線治療、遠隔診療、手術ロボットなどの医療機器の更新を加速するよう奨励する。医療機関の病室改造と施設整備も推進する。
②消費財買い替への展開	<p>5. 自動車下取り・買い替えキャンペーンを展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自動車下取り・買い替えキャンペーン活動の展開を奨励する。法令規則に基づき強制廃棄基準に適合する中古車を淘汰する。地域によって自動車購入制限措置の見直しを行い、自動車ライフサイクル管理情報交換システムの整備を進める。 <p>6. 家電製品下取り・買い替えキャンペーンを展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家電の販売企業、メーカーがリサイクル企業と共同で下取り・買い替えキャンペーンを展開することを支援する。 ➤ 条件を具備する地方では、消費者がグリーンスマート家電を購入する際に補助金を支給することを奨励する。 <p>7. インテリア製品の買い替えを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リフォームや住宅の高齢者向け改修を支援することにより、スマート家具などの消費促進に積極的に取り組む。 ➤ ショッピングモールやコミュニティ、ECプラットフォームにおけるモデルルームの展示を推進し、企業が手頃な価格の製品とサービスを提供し、多様な消費ニーズを満たすことを奨励する。
③リサイクル活動の実施	<p>8. 使用済み耐久消費財の回収ネットワークを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐久消費財のメーカー、販売企業がリバースロジスティクス（消費者側から生産者側への物流）システムを構築し、またはリサイクル企業と協力し、訪問回収サービスを提供することを支援する。 ➤ 使用済み耐久消費財のオンライン取引プラットフォームの発展にサポートする。 <p>9. 中古商品の流通取引を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中古車取引登録管理を継続的に最適化し、取引の利便化を促進する。中古車輸出業務の発展に注力する。 ➤ 中古電子製品取引の規範化を推進し、ユーザー情報の漏洩と悪意をもった回復を防止する。 ➤ 電子製品メーカーが中古取引、リユース修理などの業務を展開することを支援する。 <p>10. 使用済み設備の再製造と再利用を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条件を備えた使用済み生産設備の再製造を奨励し、再製造された設備の品質と安全・環境保護性能は新品より劣ってはならない。非破壊検査、付加製造、フレキシブル加工などの技術応用を普及し、再製造加工レベルを向上させる。 ➤ 自動車部品、建機、工作機械などの従来型設備の再製造をさらに推進し、風力発電、太陽光発電、航空などの新興分野でハイエンド設備の再製造業務の展開を模索する。風力発電、太陽光発電、動力電池などの製品設備の残存寿命評価技術の研究開発を加速し、製品設備及び重要部品の再利用を段階的に推進する。

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
③リサイクル活動の実施	<p>11. 高水準の資源再生利用を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃電器電子機器処理制度の適用範囲の拡大を検討する。鉄鋼・金属スラッグ、廃プラスチックなど再生資源の加工産業クラスターの構築を支援する。廃棄油、非可食性バイオマス原料のバイオマス燃料の発展にも力を入れる。 ➢ 国際基準に適合する再生プラスチック、再生金属など再生材料使用状況の情報追跡システムの構築を模索する。金属スラッグ利用技術のレベルを継続的に向上させ、レアメタルリサイクル技術の研究開発と応用を強化する。使用済み動力電池、再生材料などの輸入に関する基準と政策を遅滞なく整備する。
④標準の整備	<p>12. エネルギー消費、排出、技術関連標準の整備を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際先進水準に照準を合わせ、エネルギー消費重点製品設備のエネルギー効率の先進水準、省エネ水準と参入水準を機動的に更新し、省エネ水準と市場参入ハードルの早期引き上げに取り組む。乗用車、大型商用車のエネルギー消費量に関する制限基準の更新を加速する。 ➢ 重点業界の排出基準の見直しを加速し、大気、水汚染物質などの排出抑制水準を向上させる。クリーン生産評価指標体系を改善し、重点業界企業の炭素排出算定標準を策定・改訂する。風力発電機、太陽光発電設備のアップグレードと廃棄などの標準を整備する。 <p>13. 製品技術標準を引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動車や家電、家具、コンシューマーエレクトロニクス、民生用ドローンなどの一般消費財に焦点を当て、安全性、性能、環境保護、検査などに関する標準の更新を加速する。GFP マークなどの標準体系を整備し、グリーン認証などの役割を十分に発揮する。 <p>14. 資源循環利用の標準を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 材料と部品の回収と分解、再生、再製造の容易性などのグリーン設計標準を整備する。廃電器電子機器回収規範などの再生資源回収標準を策定・改正する。スマホやタブレット PC などの電子製品の中古取引における情報消去方法の国家標準を公表する。中古電子製品の利用可能性の等級ごとの標準を研究、制定する。 <p>15. 重点分野における国内標準と国際標準の整合化に注力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内機関による国際標準の策定・改正への参与、新エネルギー車などの重点業界の標準の海外導入を支援する。品質基準、検査検疫、認証認可などの国内標準と国際標準の整合化を強化する。
⑤政策支援の強化	<p>16. 財政政策の支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動車や家電など耐久消費財の下取り・買い替え、老朽化船舶、ディーゼル貨物車及び農機の更新、バスの電動化と電池アップグレードを支援するため、補助金の支給を強化する。政府によるグリーン製品の調達を拡大する。 <p>17. 優遇税制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 省エネ・節水、環境保護、安全生産専用設備に対する優遇税制を強化し、デジタル化・スマート化の改造を適用対象に盛り込む。 <p>18. 金融支援を最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 再貸出を活用し、金融機関による設備更新と技術改良への支援強化を促す。銀行がグリーンファイナンスの規模を合理的に拡大し、グリーンスマート家電の生産、サービスと消費に対する金融支援を強化するよう支援する。 ➢ 銀行が法令規則を遵守し、リスクコントロールが可能であることを前提に、乗用車ローンの頭金比率を適切に引き下げ、自動車ローンの期間、限度額を合理的に設定することを奨励する²。 <p>19. 要素（土地やエネルギーなど）の供給を強化</p> <p>20. イノベーションによるサポートを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従来型産業のモデル転換と高度化を阻む産業基盤、重要技術・設備におけるボトルネックに焦点を当て、研究開発活動を積極的に展開する。製造業におけるパイロット試験を実施する能力を強化し、開発技術の実用化・産業化を加速する。

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² 一部の自動車メーカーと地方は既に自動車買い替え支援策を打ち出したが、3月15日付上海証券報によると、業界筋は、自動車買い替え活動方案に関する実施細則が策定中であり、順調であれば、24年第2四半期に公表される見通しを示した。記事原文は下記のURLより閲覧できます。https://company.cnstock.com/company/scp_gsxw/202403/5205251.htm

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

製造業の低炭素化発展の推進加速に関する工業情報化部等7部門の指導意見

(原文: 工业和信息化部等七部门关于加快推动制造业绿色化发展的指导意见)

工信部聯節 [2024] 26号

工業情報化部など2024年2月29日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は国家發展改革委員会などと連名で、製造業の低炭素化を促進する指針を公表した。今後の目標を示した上、製造業の低炭素化に向けた取り組みに関する既存方針を再確認し、各官庁の総力を挙げて推進していく姿勢を見せた。
- 30年までに、製造業においては低炭素化に向けたモデル転換が大きな実績を上げ、グリーンエネルギーの利用割合が大幅に上昇し、資源の総合利用レベルが着実に向上し、汚染物と炭素排出強度（生産額当たり排出量）が大幅に低下することを目指す。
- 35年までに、炭素排出はピークに達してから低下傾向になり、世界のサプライチェーンにおいて低炭素化上の競争優位性が際立ち、低炭素化が新型工業化に浸透していることも目標に掲げた。
- 従来型産業の低炭素化を加速する。条件を具備する企業や工業園区がグリーンマイクログリッドを構築し、再生可能エネルギーの地産地消を拡大することを奨励する。グリーン水素や低VOC（揮発性有機化合物）製品、再生資源、工業固体廃棄物などの利用を推進し、天然ガス、エタン、プロパンなどの原料供給能力を増強し、グリーン原料の利用割合を高める。鉄鋼、石油・化学工業、非鉄金属、紡織、機械などの業界において短工程の製造技術を普及させる。
- 30年までに、主な再生資源の循環利用量は5億1,000万トン、コモディティ工業固体廃棄物の総合利用率は62%、アルミ電解における再エネ使用比率は30%以上、ショートフロー製鋼比率は20%以上に達し、オレフィン、アルコールなどのショートフロー合成技術は大規模な応用を実現することを目指す。
- 新興産業も低炭素化の発展に注力する。データセンターがグリーンエネルギーの利用比率を高めるよう促し、低消費電力チップなどの技術製品の応用を推進する。新エネルギー分野において、使用済み太陽光発電モジュール、風力発電ブレードなどの固体廃棄物総合利用技術の研究開発と産業化応用を加速する。新エネルギー車分野では、廃棄動力電池の総合利用システムを整備する。ハイエンド設備分野について、付加製造、フレキシブル加工、非破壊検査と分解などの再製造技術のイノベーションと産業化応用を加速する。電動航空機の発展に積極的に取り組み、LNGやメタノール、アンモニア、電池など利用の新エネルギー・スマート船舶の開発と応用も加速する。
- 石油・化学工業、鉄鋼、交通、エネルギー貯蔵、発電などの分野における水素需要に着目し、水素の製造、貯蔵、輸送、利用などに関する技術・設備体系を確立する。水素に加え、エネルギー貯蔵やバイオテクノロジー、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）などの未来産業への布石も進める。
- この他、低炭素化に関する標準の整備や、グリーン工場の発展、国際協力の強化などにも言及した。30年までに、500件以上の炭素排出ピークアウトに関する標準の策定・改定を完了し、グリーン工場の生産額が製造業全体に占める割合が40%を超えることを目指す。新エネルギーや新エネルギー車、低炭素化技術の海外輸出を後押しする。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2024/art_f1be5a86074d46c99c20be36713f6838.html

マクロ政策

決済サービスの更なる最適化で支払い利便性の向上に関する国務院弁公庁の意見

(原文: 国务院办公厅关于进一步优化支付服务提升支付便利性的意见)

国弁発 [2024] 10号

国務院 2024年3月7日公表

【主要内容】

- 国務院は外国人や高齢者の支払いの利便性を向上させるため、決済サービスの更なる最適化を求める意見を公表した。
- 銀行カードの利用環境を改善する。公共料金支払いや医療、観光、ショッピングモールなどにおける銀行カードの利用をサポートする。各地政府は商店街や観光地、文化・娯楽施設、ホテル、交通ターミナル、病院などの重点場所と店舗リストを作成する。銀行と決済機関はそのリストに基づき、海外銀行カードを利用できるように端末とソフトウェアの改造を行う。銀行カード決済機関などが国際決済プラットフォームとのアクセスを速めるよう指導する。
- 決済方法に対する消費者の選択権を保障する。交通や買い物、外食、文化・娯楽、観光、宿泊などのサービス分野における現金の利用可能を確保する。外国人や高齢者が国内外の銀行カードでATM端末から人民元現金を引き出すことを支持する。空港や港湾、外国人により多く利用されているホテルなどに対し外貨両替機・店舗の増設を指導する。
- 銀行は、決済代行業者、決済機関との協力を強化し、リスクコントロールが可能であることを前提に、モバイル決済サービスを改善し、利用対象の範囲を拡大し、高齢者と外国人の需要を十分に考慮しなければならない。外国人による中国での携帯電話申し込み手続きを最適化し、外国人に良好な国際ローミングサービスを提供する。プラットフォームが外国人の買い物とサービス利用時の決済体験を向上させることを支援する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6937623.htm

地方政策

『上海市の外資研究開発センターの高度化計画』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知

(原文: 上海市人民政府办公厅关于印发《上海外资研发中心提升计划》的通知)

滬府弁規 [2024] 3号

上海市政府 2024年3月12日公表、2024年3月15日実施

【主要内容】

- 上海市政府は、『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』（国務院23年8月公表）、『外資による研究開発センターの設置の更なる奨励に関する若干措置』（国務院23年1月公表）を着実に実行するため、上海市における外資研究開発センター（以下、外資R&Dセンター）の高度化計画を公表した。同計画は3月15日より実施する。
- 外資R&Dセンターが公益基礎研究科学基金を設立することを奨励し、基金が支援する大学・研究所の基礎研究プロジェクトに対し、一定の補助金を支給する。外資R&Dセンターが当市の科学研究機関、ハイテク企業と協力し、ハイリスクな技術研究開発を展開することを支援する。
- 外資R&Dセンターが PoC（概念実証）や共通技術のテスト、クロスボーダーインキュベーションを手掛けるイノベーションプラットフォームを設立することを支援し、そのプラットフォームが当市の奨励金・補助金や土地供給、税制などの優遇政策を平等に享受できる。
- バイオ医薬品分野の外資R&Dセンターが輸入した研究開発用品が通関利便化措置を適用する。外資R&Dセンターが輸入した国家級、市級の科学研究プロジェクト用の遺伝子組換え生物、バイオマテリアルに対し、バイオセキュリティリスク評価を実施し、条件を満たすものに対する検疫・審査時間を短縮し、通関手続きを迅速化する。外資R&Dセンターが一時的に搬入した研究開発用の中核設備、試験用車両などについて、搬出期間は最大2年間に延長することが可能である。
- 税関特殊監督管理区域外の外資R&Dセンターが研究開発活動を保税で展開できるようにすることを検

討する。長江デルタ地域における税関管理上の相互承認を進め、外資R&Dセンターが輸入した研究開発設備の域内移転に対する審査承認時間を短縮する。

- ライトアセット、研究開発費の高い外資R&Dセンターが中国本土市場で調達した資金（超過募集の分を含まず）について、主力事業に関連する研究開発活動に使用できる他、運転資金の補填や債務返済に充てる比率の規制を適切に緩和する。
- 外資R&Dセンターが採用した外国籍高度人材は、年齢や学歴、勤務経験を問わず、労働契約に基づき5年以下の就業許可と在留資格を申請することが可能である。外国籍人材が中国政府友誼賞と上海市白玉蘭友誼シリーズ賞を申請することを支援する。外国籍人材が賃金（給与）の海外送金を便利に実施できる越境決済サービス「FAST PASS」を申請することも奨励する。
- 条件を満たす外資R&Dセンターが輸入した国内で生産できない、または性能が需要を満たさない研究開発用品と実験器具に対し、輸入関税と輸入関連増徴税と消費税を免除する。条件を満たす外資R&Dセンターが調達した国産設備に対し、増徴税を全額還付する。外資R&Dセンターが企業所得税（法人税）から研究開発費用の追加控除などの優遇税制を平等に享受できる。企業が基礎研究に従事する非営利性科学研究機関、大学及び政府性自然科学基金に出資した金額は、実質ベースの100%として企業所得税から追加控除できる。
- 常勤研究開発人員数が50名以上のグローバルR&Dセンターは、多国籍企業地域本部の政策を参照して開業費及びオフィス家賃補助を取得できる。
- この他、研究開発関連データの適法な越境移転やFT（自由貿易）口座の開設による越境金融サービスの利用支援、知的財産権の保護強化にも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240312/8496fe67c56f4dc4b60ee5dc7810d698.html>

『上海市市場監督管理が経営主体の登記管理改革を強化し、ビジネス環境を最適化する若干措置』の公表に関する上海市市場監督管理局的通知

（原文：上海市市场监督管理局关于印发《上海市市场监督管理局深化经营主体登记管理改革优化营商环境的若干措施》的通知）

滬市監注冊 [2024] 61号

上海市市場監督管理局2024年2月23日公表

【主要内容】

- 上海市市場監督管理局はビジネス環境を改善する一環として、企業などの登記管理を利便化する若干措置を公表した。
- 「上海企業登記オンライン」³システムのサービス力を向上させる。ビッグデータやAI（人工知能）などの新技術を活用し、手作業の記入内容を簡素化し、業務申請の成功率を高める。個人事業者や農民專業合作社などをサービス利用対象に追加する。モバイルアプリ版の機能を充実させ、オンラインシステムで抹消登記手続きを一括で完了できるようにする。
- 電子營業許可証の応用シーンを拡大する。各種経営主体が電子營業許可証を使用して遠隔登記・登録の実名認証を実施できるようにし、電子印鑑や電子証書、電子ファイル、年度報告、電子入札などの利用を普及させる。
- 個人と経営主体がデジタル手段を用いて遠隔で身分を認証できるようにし、認証後、業務実施上の有効期限を10日から20日まで延長する。
- 「登記電子地図」システムを整備し、各区のオフィス入居情報などをまとめる。経営主体が登記を申請した所在地の情報がシステムと合致すれば、登記機関はオフィス利用の証明資料の提供を求めない。
- 社名推薦サービスにAI技術を活用する。音声認識、画像認識、重要情報の抽出、自然言語処理などの技術を十分に駆使し、ビッグデータを通じて申請者の社名記入記録を分析し、本市における選択可能な社名のデータベースと照合し、社名選定サポートのAIサービスを提供する。
- 外国企業の駐在員事務所が年度報告書を提出する際、中国駐外国大使館・領事館が認証した外国企業

³ サイトのリンクは以下の通りです。

https://yct.sh.gov.cn/portal_yct/?eqid=8939b24e000055a800000005645900ee

の主体資格文書の提出を不要とする。

- 虹橋商務区において省を跨いだ企業移転登記手続きを効率化する。長江デルタ地域において外国投資家の主体資格文書の相互承認を推進する。
- 外国人が上海で企業を設立する際、提出した身分証明は有効期間内の「外国人永久居留身分証」であれば、公証を不要とする。「外国人永久居留身分証」などを持参する場合、企業登記手続きを全部オンラインで実施できる。
- 改定後の会社法に関する解説を着実に実施し、新設企業が資本金払込期限及び出資金額を合理的に決め、出資義務を履行し、出資情報を事実通りに開示するよう促す。
- 社印の毀損、紛失またはその他の原因により、企業が申請資料に社印を押印することはできないが、関連決議の比例要求を満たす株主(出資者)が説明を行い、法的手続きが履行済み、法定条件に合致し、法的効力が発生したことを誓約する場合、登記機関は法に基づき登記または届出を行うことが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/gwk/search/content/2c984ad68dc5feea018dd582630b7a01>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複製・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。